

平成27年6月10日から
平成27年6月10日まで

標 茶 町 議 会
議案第49号・議案第50号・議案第51号
審査特別委員会記録

於 標茶町役場議場

議案第49号・議案第50号・議案第51号審査特別委員会記録目次

第1号(6月10日)

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第49号 平成27年度標茶町一般会計補正予算	5
議案第50号 平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	5
議案第51号 平成27年度標茶町病院事業特別会計補正予算	5
総括質疑	
川村多美男君	13
本多耕平君	16
渡邊定之君	22
熊谷善行君	25
菊地誠道君	27
閉会の宣告	32

議案第49号・議案第50号・議案第51号審査特別委員会記録

○議事日程（第2号）

平成27年6月10日（水曜日） 午後 1時43分 開会

付議事件

議案第49号 平成27年度標茶町一般会計補正予算

議案第50号 平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第51号 平成27年度標茶町病院事業会計補正予算

○出席委員（12名）

委員長	後藤 勲 君	副委員長	松下 哲也 君
委員	櫻井 一隆 君	委員	熊谷 善行 君
〃	深見 迪 君	〃	黒沼 俊幸 君
〃	川村 多美男 君	〃	渡邊 定之 君
〃	鈴木 裕美 君	〃	平川 昌昭 君
〃	本多 耕平 君	〃	菊地 誠道 君

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 館田 賢治 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	池田 裕二 君
副 町 長	森山 豊 君
総務課長	島田 哲男 君
企画財政課長	高橋 則義 君
企画財政参事	常陸 勝敏 君
税務課長	武山 正浩 君
管理課長	中村 義人 君
農林課長	牛崎 康人 君
住民課長	松本 修 君
保健福祉課長	佐藤 吉彦 君
建設課長	狩野 克則 君

水道課長	細川充洋君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君
農委事務局長	村山裕次君
教育長	吉原平君
教委管理課長	穂刈武人君
指導室長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議会事務局次長	中島吾朗君

(議長 館田賢治君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(館田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第49号・第50号・第51号審査特別委員会を開会いたします。

(午後 1時43分開会)

◎委員長の互選

○議長(館田賢治君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時45分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員12名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

菊地君。

○委員(菊地誠道君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま菊地委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、菊地委員からの指名推選に決定いたしました。

菊地委員。

○委員(菊地誠道君) 委員長には後藤委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい

願います。

○年長委員（黒沼俊幸君） ただいま菊地委員から、委員長に後藤委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には後藤委員が当選しました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時47分

（委員長 後藤 勲君委員長席に着く）

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長（後藤 勲君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

菊地君。

○委員（菊地誠道君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長（後藤 勲君） ただいま菊地委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、菊地委員からの指名推選に決定いたしました。

菊地委員。

○委員（菊地誠道君） 副委員長には、松下委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長（後藤 勲君） ただいま菊地委員から、副委員長に松下委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には松下委員が当選されました。
休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時49分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第49号ないし議案第51号

○委員長（後藤 勲君） 委員会に付託を受けました議案第49号、議案第50号、議案第51号を議題といたします。

議題3案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議題3案の歳入歳出予算の補正は歳入と歳出に分け、議案第49号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第49号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

初めに、2款総務費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 2目の標津線の負担金の問題でありますけれども、再度確認いたしますが、この協議会には何町村入っているのか、さらに私、先ほど聞き間違いならお許しをいただきたいわけですが、バスの入れかえの代金と私ちょっと聞こえたのですが、これらについての負担割合を教えてくださいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 標津線連絡協議会につきましては、本町と根室管内の中標津、別海、標津町が加盟しております。

それから、車両の更新につきましては、2台分で、本町の負担割合10.12%を掛けた数字が568万6,000円となっております。

○委員長（後藤 勲君） よろしいですか。

○委員（本多耕平君） はい、いいです。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、3款民生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 農業費の6款1項3目ですが、農業振興費の一番最後のページにあります畜産競争力強化対策整備事業補助金の3億1,815万円の具体的な事業内容をお知らせください。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

こちらにつきましては、いわゆる畜産クラスター関連事業と言われるものでありまして、標茶町畜産強化協議会を事業主体として取り組みが行われる補助金であります。間接補助金という形態をとっておりまして、歳入歳出同額を補正計上させていただいておりますけれども、取り組みにつきましては、虹別の現在4戸の農家さんが協業の法人を設立して、そして畜舎等の施設を新設するという内容であります。フリーストール牛舎、それから乾乳舎、搾乳棟、バンカーサイロ、スラリーストア、搾乳排水処理施設一式の整備でありまして、事業費が7億4,463万8,400円、そのうちの国庫補助金分として今回3億1,815万円を計上してございます。

○委員長（後藤 勲君） いいですか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 今のお答えの中に、収穫作業等に関する機械の項目はなかったのですけれども、そういうものに対する補助はないということでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

こちらの畜産競争力強化事業の中では、施設整備だけということでありまして、今回のこの補正には機械の部分は含まれておりません。

○委員（渡邊定之君） はい、よろしいです。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、7款商工費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員(平川昌昭君) 憩の家の今回は大きな改修工事がございますが、主に耐震改修、照明改修、浴室改修と3部門といいましょうか、分かれています。総額の割合というのは、例えば耐震改修が主なものだと思いますが、まず、その3部門の予算についてどういうふうな割合、比率になっているかをお聞きいたします。

○委員長(後藤 勲君) 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長(高橋則義君) お答えいたします。

耐震改修工事が3,688万2,000円です。それから、露天風呂の改修が175万円です。それと、かや沼、LED照明が271万円。ちょっと端数がありますので合わないかもしれませんが。

○委員長(後藤 勲君) 平川君。

○委員(平川昌昭君) この時期的な工事というのは、例えば耐震、照明、浴室等々ございますけれども、同じ時期にやるということではなくて、耐震なら耐震、照明とかは照明の場所が違いますし、特に浴室などは営業、特に休館をしなければならぬとか等々、工程的にはどんなような内容になっていますか。

○委員長(後藤 勲君) 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長(高橋則義君) 現在、建設課とまだ打ち合わせしておりませんが、10月から約3カ月程度で考えておまして、11月は浴室ですとか照明器具の取りかえもありますので、1カ月程度休館を予定しております。

○委員長(後藤 勲君) よろしいですか。

平川君。

○委員(平川昌昭君) はい、わかりました。

次に、同じ商工観光費の中で、委託料というのがこの同じ指定管理料で憩の家の指定管理者の中で350万円、これは期間、指定管理者の開始時期、いわゆる管理者としての開始時期というのは、新年度からではなくて6月を開始として見ているということでこの計上をされたのですか。いわゆる新年度であれば、当然新年度予算で出てくる。6月であれば、その指定期間の期間というのはどういう開始時期であったものか。

○委員長(後藤 勲君) 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長(高橋則義君) 指定管理料の関係でございますが、ただいま耐震改修

工事の部分で、11月について1カ月間休業するという事でお答え申し上げましたが、この1カ月間の休業の期間につきまして、当然休業しても経費がかかりますので、考え方としては、平成24年から平成26年の3カ年平均で休業期間中の経費を計算いたしました。それから、その際に、11月は閑散期でありますので、収入支出につきましても、計算いたしましたところ、閑散期でありますので181万円ほどの赤字が出ております。休業期間中の必要経費を積み上げますと、531万円になります。それで、赤字につきましては、通年、会社の営業努力で埋めていただくということで、531万円から181万円を控除いたしまして、350万円を憩の家かや沼に対し、指定管理料ということで補正させていただきます。

○委員長（後藤 勲君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） ちょっとわかりにくいのですが、指定管理者というのは振興公社、いわゆるそちらに指定管理をしてやっていただくと。休館をするために、この350万円というのは、指定管理者として上乗せをしていくという、単純にそう考えていいのですか。その辺のこと。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

まず、基本的な部分でありますけれども、1つは、憩の家かや沼につきましては町有財産であります。それで、議決を得まして指定管理者を標茶町観光開発公社と定めているのは、ご承知のとおりだというふうに思います。今般は公共施設の耐震化の一環で、施設改修を行って安全性を保つものでありまして、工事のために、先ほど企画財政課長が説明したとおりに、1カ月間休業しなければならないということであります。ここで、協定書で指定管理料の支払いはしないのですけれども、ただ、特別事情による場合は双方で協議のもとということになっております。今回の改修による休業は、町の施設でありますので町の当方の都合というものでありまして、そのための休業補償は賄わなければならないと。以前、憩の家の大規模改修をやったときも同様な取り扱いをしたというのは、記憶にあるかなというふうには思っているところであります。それと同様に、休業補償はやらなければならないと判断したところであります。

それで、協定に基づきまして、観光開発公社と協議した結果、先ほどの企画財政課長の説明と重複するかもしれませんが、人件費等、休業中も必然的にかかる経費というのがあります。それが531万円というふうに算定をしたところであります。

もう一つは、先ほどありました11月というのは閑散期でありますので、通常営業していても赤字というものが発生するのが181万円と算定をしたところであります。それで、

その赤字分につきましては、例年、年間の経営努力で埋めているという部分がありますので、双方を協議した結果、531万円から先ほどの181万円を差し引いた350万円を指定管理料として観光開発公社にお支払いをするということがここにあります委託料の内容でありますので、ご理解をいただければと存じます。

○委員長（後藤 勲君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） いや、わかりましたような、わかったような。その一定期間、休業期間の間は公社にお支払いする前例がある、その期間の考え方というのは、例えば6カ月以上なのか、半年以上とか、決められたのはあくまでも双方と話し合いをするということで契約になっているということですか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

先ほどご説明した内容と重複するかもしれませんが、その11月の1カ月間、休業せざるを得ないという期間の中で、早い話、休業補償的な位置づけでそれをお支払いするというのが指定管理料と。それは公社と町との協定の中で結ばれている内容でありますので、そのような内容でその一月間を雇用継続も含めて補助するというところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（後藤 勲君） よろしいですか。

○委員（平川昌昭君） はい。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、10款教育費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

川村君。

○委員（川村多美男君） 14ページ、中学校、3項ですか、19節の外国青年招致事業負担金20万円を見えていますけれども、これは何人分なのか、お聞きをしたいと思います。

それとあわせて、3目13節委託料でございますが、説明では中茶安別の講堂ということで、体育館ですか。工事監理業務委託料が690万円上がっておりますが、これは今回補正に上げた理由というのはそれなりにあるのだらうと思えますけれども、当初予算でこの部分を上げてよかったのではないのかなという考えがしますが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えいたします。

まず、1点目の外国青年招致事業負担金の関係でありますけれども、これにつきましては、新規来日外国青年の赴任に要する費用でございます。この赴任に要する費用につきましては、JETプログラムを運営します自治体国際化協会に、出身国別に渡航負担金ということで、受け入れ団体、皆さん一律に負担金として納める形になっておりますので、今回、新規外国青年の渡航に係る負担金ということで補正を上げさせていただいているところであります。

もう一点目の委託料、工事監理業務委託料の、当初で上げてよかったのではないかとというご質問でございますけれども、実を言いますと、中茶安別中学校のこの防音事業につきましては、昨年度、28年度が単年度で今年度進めるということで、北海道防衛局と協議を進めてきたわけでございますけれども、昨年度の段階で防衛予算が27年度、非常に厳しいというお話が北海道防衛局のほうからございました。それで、まずは単年度で学校確保に極力影響を与えないということで、単年度の工事期間も極力短くするというので、27年度で要望を上げておりましたけれども、そういったお話がございましたので、工事費については、解体を含めて6月から施工しなければ単年度で終わりませんので、まずは工事費は当初で見させていただきました。あとの工事監理業務委託の部分については、補助採択が決まった段階で6月で補正しても間に合うということで、今回、補正を上げさせていただいたところでございます。

ちなみに、この27年度の事業採択の内々示をいただきましたのは、3月の中旬ごろでございました。ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） よろしいですか。

○委員（川村多美男君） はい、了解しました。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、9款地方交付税から20款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第2条、継続費の設定について質疑を許します。ご質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、以上で議案第49号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第50号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算、歳入歳出予算、歳出、8款保健事業費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員(深見 迪君) 8ページですが、8款1項1目の業務委託料、先ほど間違っ
て聞いていたら申しわけないのですが、特定健診の未受診者の対策としてこのお金を計上
したということなのですが、その内容について説明してください。

○委員長(後藤 勲君) 住民課長・松本君。

○住民課長(松本 修君) お答えいたします。

平成26年度も特定健康診査未受診者対策の業務委託を行っておりますけれども、本年
度も同様の内容を想定しておりますけれども、アンケート調査としましては、対象者
1,361名に対してアンケート調査をいたしまして、回答が137名、10.1%の回収となっ
ておりますけれども、主なアンケートの結果としては、受診しない理由、健康だから14.9
%、定期的に病院にかかっているという方が61.4%、また電話による受診勧奨も行っ
ていただいております。対象者が451人で、電話をかけた方が336人、その中でこの電話に
より受診を確約された者が10名、もう既にお申し込みをされていた者が23名、検討中と
いう方が12人ということで、このようなアンケート調査、それから電話による受診勧奨
を行う委託業務でございます。

○委員長(後藤 勲君) ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員(深見 迪君) ちょっと私、実態がよくわからないのだけれども、電話による
受診の促進のためのこれ217万円というのは、特別に業務を委託した人件費とかが入っ
ての話なのですか。

○委員長(後藤 勲君) 住民課長・松本君。

○住民課長(松本 修君) お答えいたします。

業者に委託するものですが、中にはその委託に係る人件費等を含めて、専門医
による電話での受診勧告をする中でも、その中にも保健指導とかも入っておりますけれ
ども、そういう技術指導なども含めた額でございまして、これが全て国庫の補助金で行
う事業でございます。

○委員長(後藤 勲君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、歳入歳出予算、歳入、1款国民健康保険税から8款繰入金まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、以上で議案第38号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第51号、病院事業会計補正予算、第1条、総則から第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員(渡邊定之君) 病院の中の備品の破損とか、そういうことが生じたときに経費として出費する項目というのは、この中ではどこの部分ですか。

○委員長(後藤 勲君) 病院事務長・山澤君。

○病院事務長(山澤正宏君) ただいまのご質問にお答えいたします。

このたびの補正予算の中では、収益的収入及び支出の関係の補正を上げさせてもらっておりますが、先ほどご質問のあった備品の高額なものから比較的安いものまで含めてご質問の中ではあるのかなと思うのですが、高額なものに関しては、資本的な部分での収入及び支出のほうの第4条のほうでの予算で備品、高額なものを購入することとなります。消耗品的な備品に関しましては、こちらの今回の収益的収入及び支出の中の、支出の中で言えば3目経費の中で予算を、当初予算のほうで計上させていただいておりますので、必要な場合はそちらの当初予算の中で必要なものを購入するというところでございます。

○委員長(後藤 勲君) 渡邊君。

○委員(渡邊定之君) それでは、具体的にちょっと質問させていただきます。

(「総括で」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) 総括でやれということだ。

○委員(渡邊定之君) はい、わかりました。

○委員長(後藤 勲君) よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、以上で議案第51号、病院事業会計補正予算を終わります。

以上で議題3案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時27分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

これより本案の総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。

川村君。

○委員（川村多美男君）（発言席） せっかくの機会ですので、町民要望というか、町民の声を聞いておりますので、何点かここで届けていきたいなと思います。

まず、病院の関係なのですが、通院患者が主に、特に高齢者、おばあちゃんが多いのかなと思うのですが、カートが2台くらい玄関のところに、たもずかって歩くというか、車のついたやつ。話を聞いたところ、車椅子に乗らないまでも何とか自分で歩けるといいう方がそのカートを使うらしいのですが、混んでいるときは取り合いになるらしいのですね、ばあちゃん同士で。高齢者同士というか。それで、その使っている人が終わるまで待っていなければならないという状態があるらしいのですわ。それで、何とかもう二、三台ふやしていただけないかなと、このような要望を受けました。そういうことで、事務長のところに真っすぐ行って相談すればいい話なのですが、3カ月に1回こういう場がありますので、こういう場でも要望しておきたいなと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

ただいまのカートが不足というか、足りないという状況は今初めて私はそれを聞きまして、その対応については、今後、早急にその整備をするという方向で持っていきたいと思っています。

○委員長（後藤 勲君） 川村委員。

○委員（川村多美男君） ぜひお年寄り、何とかつえをついて来る人もいるみたいなので、自走、自分で歩けるというような人も結構いるみたいなので、あとは病院の中、不安で、倒れたり、こわくなったらちょっと座れるような、今、カートもあるらしいのですね。でも、座れないやつに無理に座るとばたんと倒れてけがするというおそれもありますので、その辺も吟味しながらそろえていただきたいなと、このように思います。

それともう一点、病院関係で、私も2カ月に1回ぐらいお邪魔してお薬をいただいているのですが、水飲みがありますよね。それ、今、張り紙して使えない状態でないのかなと思うのですが、自販機もあるのですが、お金を出さないでお年寄りとか来院者がちょっと喉が渴いたときに、ちょっとひねればびゅっと水が出るという、その水飲み場の整備はどのように考えているのかなと。いつごろ修理して使えるようにするのかなと。これも要望がありましたので、届けておきたいと思うのですが。

○委員長（後藤 勲君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

かねてからご指摘のありました水飲みの施設というか、機器が使えない状態になっておりまして、現在、使用不能ということになっております。ある方から、水飲みの部分の今のお話、私のほうにもお話がありまして、今現在の対応についてはこのようにさせていただいております。ポットを用意し、その中に冷たい水を入れ、そばに紙コップもそろえまして、皆さんに飲んでいただけるように、お茶と合わせて2つ、お茶と水と、そのように今ある水飲みの施設のところに台を置いて、そこにポットを置いて、今それを皆さんに飲んでいただいている状況で、当面そのような考え方で進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○委員長（後藤 勲君） 川村委員。

○委員（川村多美男君） はい、わかりました。では、そのように伝えておきます。

もう一点は、私、桜町に住んでいますけれども、保育所、幼稚園がありまして、この子たちが先生に連れられてどこへ行くのかなと思ってたまに見ていると、跨線橋というのかな、桜町と麻生にかかっている。あの跨線橋を渡って麻生のほうにも散歩に行くのですね。それからあと、桜の住民からも、あの橋を渡るのですが、狭いし、古いし、下が見えておっかないと。じゅうたんみたいなものを敷いているのですけれども、もう古くなって薄くなって、何かおっかないのだと、とにかく。冬は特に滑るし、おっかないのだと。そういうことで、これどこに言えばいいのですかという話を聞いたのですが、私も、いや、JRなのか町なのかよくわかりませんが、何とか改善ができるのだったら改善できるような方向で町のほうにちょっと相談してみたいなというふうなふうに答えておりましたけれども、この点については、跨線橋というのですか、町としてはどのような考えでいるのか、お年寄りから子供まで結構住民が通っていますので、そういうことでちょっと伺いたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） お答えいたします。

町道で管理しております跨線橋でございます。町道で管理しております橋梁につきましては、全ての橋梁に対しまして点検を行っております、長寿命化を図るために修繕計画が立てられております。質問のありました新富桜人道跨線橋でございますけれども、昭和51年に架設されておまして、老朽化が進んでいることは認識しております。よりまして、その修繕計画におきましても、修繕の対策につきましては、優先度が高く位置づけされている橋梁でございます、平成27年度、今年度、修繕の調査、計画を行う予定でございます。そして、次年度28年度にJRの協議を経まして、29年度にいきますと修繕の計画を立てる予定でございます。

あと、質問の中にありましたじゅうたんみたいなものというおっしゃられたのは、冬の間ヒーターが入りまして、雪を解かす役目を果たしているものでございます。今のところ今年度は順調に機能しておいた状況を確認しております。

以上でございます。

○委員長（後藤 勲君） 川村委員。

○委員（川村多美男君） 最後確認したいと思うのですが、今、課長のほうから、27年度、それから28年度、29年度にかけてJRとも相談しながらやっていきたいと、そういうことでありますので、よくなるのはもうわかりましたので、今のやつを修繕というか補修しながら使っていくということでもいいのですか。

それとあと、拡幅とか、それから支えている支柱、それももう相当たっていますので、それも補強しながら使っていくという形でいいのですか。

それから、真ん中に何か、僕も昔、子供と一緒に通ったことがあるのだけれども、自転車を歩きながら……

○委員長（後藤 勲君） 川村委員、ちょっと待って。これ、今、8款の部分がないので、余りそれ以上の追及というのはちょっと問題があるので。

○委員（川村多美男君） いや、わかりました。いや、これで終わります。ここまで来ましたので、もう終わります。そこまでで。

○委員長（後藤 勲君） いいですか、そうしたらそれでいいですか。それで終わりでいいですか。

○委員（川村多美男君） いやいや、答弁を聞いて終わる。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 拡幅という話でございましたが、本事業につきましては、社会資本整備総合交付金の中の橋梁の修繕の予算で行うものでございまして、拡幅の部分でそういった事業のメニューにのらないこともございますので、現段階では拡幅等の

考えは町ではありません。

以上でございます。

○委員（川村多美男君） はい、わかりました。

以上で終わります。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君）（発言席） では、私のほうから2点簡潔にご質問いたし、簡潔なご答弁をいただきたいと思っております。

まず第1点は、食材供給施設のことでございます。先般の26年度の専決でも出ておりましたけれども、昨年、457万円のいわゆる維持費がかかっているというようなこともございますし、今年度の2月に総務委員会でもって町施設の現況ということで調査に行ってきたこともご案内のとおりであります。平成9年に建設されて以来、17年を経過しておることは事実でありますし、その間にはいろいろとこの事業の中で紆余曲折があったことは私も承知しております。特にこの2年間休業しているということで、端的に私申しまして、これからのこの食材センターのいわゆる維持管理といいますよりも、再稼働も含めてどのような基本的な計画を持っておられるのか、まず前段でお聞きをしたいと思えます。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、平成26年度中の維持管理につきましては、先ほど熊谷議員からもお尋ねがあったとおり、同業態の再開も視野に入れながら、最低限の現状維持をしなければいけないということでやってきたところであります。

いろいろ関係の方々からご意見等を聞く中では、やはり通年での営業はまずもって難しい、あるいは通年でなくてもなかなかこれといった活用策が出てこなかったということもありまして、一部ボイラーをとめたりとか、さらに一段、さらに費用がかからない方法で維持管理をしていくということで、年度の途中からは主に火報機関係が最低限置かなければいけないということでの電気料等が発生していたような形であります。

継続して今後の施設の再開あるいは利活用については検討してきたところなのですが、この間の委託業者の選定に当たってご協力をいただいていた商工会、町内商工業者に対する部分の紹介等も作業として必要ということで、事務方での話し合いを中心に進めてきたところであります。

今のところ、まだここで私のほうからはちょっと明言するような形ではないのですけ

れども、方向性として、できるだけ早い時期に施設の次の展開というものに踏み出して
いけたらいいのかなということで検討している最中であります。

○委員長（後藤 勲君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 今の課長のご答弁は、常に同僚議員からのいわゆる供給施設、
供給センター、この施設のあり方あるいはまた管理の仕方についての質疑、ご答弁はい
まだに実は変わっていないのかなとちょっと感じたわけであります。特にこの2年間に
ついては、維持管理費をどのように抑えていくかというようなことも含めて、将来これ
をどうするのかということについて検討中、ここでは今、現時点では公表はできないと
いう考えのようではすけれども、私、一番思うことは、実は塘路の地区の方々と幾度かこ
の問題についてお話をすることができました。

その中で、確かに今、課長がおっしゃいますように、町としての施設であるわけです
から、町がどのようにこれからいかにこの施設を有効活用していくか、今までのような
業種の仕事をしていくのか、それも含めて検討中だというお話を今いたしましたけれど
も、私はぜひこの問題については、やっぱり塘路の地域の方々の、地域会としては大事
な塘路の住民の方々の財産とも思っているわけです。したがって、地域との話し合いを
やっぱりいま一度したほうが、今後のこの事業展開、もしさらなる事業を進めていくと
なれば私は、地域の方々とのもっと有効活用がないのかということも含めて、地域会と
話していただきたいなという気がするわけです。

といいますことは、平成9年に建つ以前に、まず計画の段階で、かなり地域住民との
やはり考え方のずれといいますか、この事業のあり方もずれがあったという、私は実は
お聞きをいたしました。そのことも含めると、繰り返しますけれども、この問題につ
いては、当然、我々議会としてもそうですけれども、地域住民がやっぱり2年間も外観
がだんだん傷んでくる、お化け屋敷になってくるところも含めながら、有効活用という
ことでぜひいま一度住民との話し合いをしながら、行く末長い管理を望むような方法を
私は願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

これまでピルカ・トウロの取り扱いというか、食材供給施設の取り扱いについては、
今、農林課長が説明したとおりでありまして、私のほうからも、できた経過もあります
ので、これまで同様の食をメインにするか、それとも体験観光施設としての任務がある
か、それとも、はたまた全く違う任務につくかというようなことを選択も含めて検討し
たところでありすけれども、その中で以前説明しました観光業界、それから期待度、

それからもう一つは外食産業のほうからの意見もお伺いしました。その後ですが、地元商工会事務局と事務的な協議もしてきたところなのですけれども、これまで会員向けに1回、それから今現状を、ちょっと前までやっていたところで行きますと、やはり通年の営業は困難であろうということがまず1点証明されたのではないかというご意見をいただきました。この点につきましては、前に外食産業のほうからいただいた意見とも、これは合致するところであります。

それともう一つは、オンシーズンだけ開業するかというのもあるのですけれども、そのために改修を行った場合に、これまた混乱を来すのではないかというようなこともあります。それで、もう一つは改修なしで不動産業者の手による方法というのもありますけれども、いや、これですと免責的にも時間がかかるというようなこともご意見としていただいているところでもあります。

その中であって、これまでいろいろお話がありましたことも含めまして、それともう一つ、今、委員からお話がありました地元の町政懇談会等での意見でありますけれども、その中では郷土館としての活用はできないのだろうかというようなお話もありました。それと、地元業界の中では、やはりアウトドアの業界がありますので、その中では雨天時の活用というのはどうなのだろうかというものもあったわけです。

その中でもう一方、内なる課題としては、現郷土館の耐震化というのが取り組まなければならない大きな課題としてあるところでございます。この中でもう一つは、先般、議会の所管事務調査の中において、やはり早急にこれは改修すべきであろうという部分、はたまた文末にありましたけれども、民間売却というようなこともご意見として伺っていたところでもあります。

それらを含めると、やはり今現状で郷土館に対する観光協会の期待というのが大きいのも1つあります。これは、クルーズ船の旅行客が乗るバスのツアーでは、郷土館コースというのは満席状態だというふうにも聞いているところでもあります。

それらも含めまして考えますと、そのような方向性を少し掘り下げていくというのが今現状、観光的な部分、それから文化財的な部分、郷土館については非常に貴重な建物であるというのは内外含めて認知されているところでもありますので、それらをどのようにしなければいけないかという、これも明確な課題になっているというふうに思っているところでもあります。それらを含めて方法を考える、そしてもう一つは、やはり地域からの意見はいただいていますけれども、それらの地域の意見もさらに加えながら方向性を固めていきたいというのが今現状である課題解決も含めた考え方としておりますので、ぜひその辺についてはご理解をいただきたいと思うところでございます。

○委員長（後藤 勲君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） とても今の副町長のお話を聞いていますと、当然本町にとって塘路というのはすばらしい地理的なところもありますし、現況がもちろんご案内のように釧路等々も近いですし、そういう面ではこの地理的な利用、活用はやっぱり十分考えていただくということで、確かに農林系事業ということの制約があることは私も存じておりますけれども、今お話しになったような問題を一日も早く解決していただきたいと。そして、喫緊の課題として、今、農林関係、非常にいろんな多種多様な事業が控えておりますけれども、この問題については一日も早く解決方向をぜひとも議会のほうに報告をいただきたいと、このように思います。

ということで、今の問題についてはそのようにお願いをしたいということで、私のほうから話をしておきます。

2点目は、お試し暮らしということについてちょっとお聞きをしたいと思うのです。

3月の定例会でも熊谷議員のほうからるるお話がありましたし、改めて私もその町側の答え等々も見てまいりました。確かに人口減少、移住・定住の促進の一環としてのお試し暮らしは重要なやっぱり本町としての一施策だというふうに考えております。町長の答弁の中にも、24年には31件、25年には80件、26年には35件の都市の中ででのやはり懇談会ができた。さらに、26年は35件のうち34件が本町で試してみたい、暮らししてみたいという報告が熊谷議員のほうの質問にお答えになっておりました。

そこで、私、何点かお聞きをしたいのですが、今、標茶にお試し暮らしということでの住宅の改造やなんかをしていると思うのですが、何軒ありましょか。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お試し暮らし住宅としてご用意いたしておりますのは、旭町1軒と上茶安別の2軒の計3軒であります。

○委員長（後藤 勲君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 旭町の開発センターの裏ですね。それと上茶安別の教員住宅といますか、それを改造したというふうに私も実は理解をしております。

それで、このお試し暮らしのその住宅を設定する根拠、例えば都市の方、都会の方々が標茶で暮らししてみたい、あるいはまた定住をしたい、あるいはまた涼を求めて短期間でも住んでみたいということでのまず前段でのお試し暮らしだと思うのですが、それで本町として、今、旭町と上茶安別に3軒、その戸数を用意しているというわけですが、それでも、その設定をした理由は、お試し暮らしとしての、住宅としての上茶安別と旭町に設定したという理由があればお話を聞かせていただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） まず初めに、26年度の旭町の実績であります、6家族、夫婦世帯が4世帯、単身が2世帯で、計6家族がお試し暮らしとして利用されております。期間につきましては、1週間から、長い場合は1カ月、6家族全体で延べ124日の利用がありました。また、27年度につきましても、既に旭町の部分につきましては7件、それから上茶安別につきましては2棟ありますが、合わせて6件の予約が入っております。

旭町の部分につきましては、町の施策として、とりあえず1軒、お試しということで商工会青年部のほうに事業運営は委託しておりますが、1軒まず始めてみたということだと思いますが、その後、評判がありましたので、たまたま上茶安別の学校のほうの教員住宅2棟が必要がありませんでしたので、教育委員会のほうから町の一般財産として引き継ぎを受けて、今後27年度以降、3棟でとりあえずは運営していきたいということで商工会の青年部と打ち合わせしながら事業を進めているところであります。

○委員長（後藤 勲君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 実は、私が思うには、お試し暮らしで来る方々、それは単純に田舎で暮らしたいということもあるでしょうけれども、もう一つは、本町としてはやはり本町に住んでいただきたい、定住していただきたいという気持ちも大きいわけですよ。そうですね。となれば、本町のよさを、本町のすばらしさを、本町に住んでよかった、本町に定住してよかったというような場所の設定をして、そういう住宅を私は用意すべきかなという気がするのです。

特に本町、町長がいつもおっしゃいますように、すばらしい自然に恵まれたこの本町、例えば旭町に、旭町の方たちには申しわけないけれども、標茶町としてのすばらしさというのは、じゃあ旭町にはどこにありましようか、まことに失礼な言い方ですけども。私は、本町の持っている姿とすれば、やはり酪農であり、自然であり、となれば私は例えば虹別とか、あるいは塘路とか、そういう環境のもとでのところにぜひ住んで、本町の自然のすばらしさ、あるいはまた基幹産業のすばらしさをやっぱり知っていただくということも私は大事でないかなという気がするのです。前段申し上げた旭町のどこがいいというのは、私は失言として取り消しますけれども、やはり本町としてのすばらしいところを一日も多くアピールしていくという意味では、私はその住宅のあるところをやっぱり限定するのが必要でないかなという気がするのです。

例えば、今、上茶安別の教員住宅という2軒がありましたけれども、本年、上茶安別の学校が今、解体になりますよね。お試し住宅で来ているところで、すぐそばで学校が

解体しているところへ、私はそういうところよりも、もう少し標茶の持っているすばらしいところに私は住宅をやはり用意して、お試し暮らしをしていただくべきだということと、もう一点は、商工のほうの青年部のほうにこれを相談し、委託をしているというお話だったわけですがけれども、地域会と、あるいは地元の方々との連絡は十分とれていますか。私はその上茶安別の方にお聞きいたしましたら、何の話もなかった、連絡もなかったし。

私は、今、一番大事なことは、よくテレビ、新聞報道でやっていますけれども、定住・移住をしていただくためには、その町内会、あるいは地域の方々とどれだけコミュニケーションをとっていかかということが一番大きな課題として多分どこでも取り組んでいると思うのです。そのさなかに本町は全く、例えば失礼ですけれどもその上茶安別の町内会に、ここにお試し暮らしの住宅をつくるけれども地域会いかがでしょうか、どのような協力をお互いにしましょうかというのは、全くの相談もなさらずにつくったというのが私は本当にびっくりしたのです。上茶安別の振興会長にお聞きしましたら、何も知らなかったという話です。何回も申しますけれども、その辺、やはり定住する方々と地域とのコミュニケーションをとるためには、どのような方策をとっているのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） ことし、既に旭町のほうで1家族の方が約3週間ほど体験していかれるとありますが、最終日に奥さんだけが残られまして、TACS（タックス）しべちゃのほうのぜひ酪農体験をしたいということで、そういった体験も行っているところです。

それから、教員住宅で利用がなくなった場合に、町の一般住宅として貸し付けする場につきましては、地域会、町内会の同意をもらいながら、教育委員会財産から町の一般財産に引き継ぎして、きちんとした形で住んでいただいているという実績もあります。

ただ、移住の関係につきましては、委員おっしゃられるとおり、貴重な提言なのかなと思いますし、今後、今の3戸がいいのかどうかも含めまして、商工の青年部のほうと打ち合わせ、協議しながら進めてまいりたいと思いますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 十分ご理解はいたします。

繰り返しますけれども、地域にのっかって、特に地域では集落を維持していくためにはやっぱり人が多くいなければ、あるいはまた来ていただきたいというのがメインでご

ざいます。特にこれからは、あの地域は減るといのはもう目に見えているわけですから、そんな意味ではぜひ地域を大事にしながら、一人でも多くの、高齢者でもよろしいですし、お子様連れでもいいですし、そういう人たちがやっぱり一日も多く、あるいはまたさらに本町に定住できるような住宅をいま一度考えていただきながら、ぜひこのお試し暮らしを成功させていただきたい、このように思います。

ということで、終わります。もし……

○委員長（後藤 勲君） 答弁いいですか。

○委員（本多耕平君） はい。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君）（発言席） 先ほども川村委員のほうから質問がありました町立病院の水飲み場のことについて、若干もう少しお聞きしたいと思います。

お茶と水のポットでの対応ということで、それなりに病院を訪れる患者さんの環境というものは保障されているのかなというぐあいに思いますけれども、なぜこれまで長引いているのかということと、修理ができない予算的な問題もあるのか、その辺、これから先どのように対応していくのかということについてお聞きしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

今、水飲みとして使っている同じ形のものを前提に、新しく更新というのですか、整備をするとすれば、経費的には約60万円ほどかかるという試算をしているところでございまして、今日までそちらのほうを整備してこなかったのは、そういう整備費用をかけるよりは別な対応がいいのではないかという考え方を持っておりました。今回、先ほど回答させていただいたとおり、冷たい水、ポットとお茶と2つご用意をさせてもらって、そこにコップを置いて、いつでも飲んでいただけるような体制で、当面はそういう経費をかけないで、そういう形で対応をしていきたいという考え方でございます。

○委員長（後藤 勲君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） これからもあの方法でやっていくということのお答えですけれども、私もこの問題に関しては、ちょっと町民の皆さんからご意見をいただきまして、水はどこで飲めるのですかと聞いたら、売店で売っているでしょう、先ほど計画の、1人患者さんがふえる計算をしたら、その一言で1人ぐらいはたちまち減ってしまうのではないかなというぐあいに思うのですけれども、そういう意味では60万円をかければちゃんとそういう修繕ができるというのであれば、それは僕はやったほうがいいのではない

かなという意見であります。その辺のことについては、答弁していただきたいと思っております。

○委員長（後藤 勲君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

今すぐという形で申し上げることは予算的にはちょっとその辺の予算は、当初予算の中では考えておりませんでしたので、次年度以降の予算対応の中で、今後も対応を考えていきたいというふうに思っております、当面は今現在の対応でもって進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（後藤 勲君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） これ以上は質問を続けません。

それでは次に、先ほどの畜産競争力、クラスターの件について若干質問させていただきます。

非常に1個といいますか、一つの法人にあれだけの予算を投入されるということで、実際問題あの事業に申し込みをされた方はいなかったのか、それともその申し込みする窓口の関係でああいう形になったのか、それとこの法人を立ち上げるということになりますと、農地法等の関係もあってかなりの時間が経過してああいう申請になったと思うのですけれども、そういう意味ではかなり早くからこの事業にのるためには行動を起こさなければだめなのかという点について、お聞きしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

お尋ねの一つの法人だけだったのかどうかという点に関しましては、実はもう一つ、TACSしべちゃの施設の一部について、あの事業を使って整備をしたいということで要望があったところなのですが、全道の予算枠の中で落とされて、虹別の法人だけが残ったと。それにしても100%の配当ではなくて、幾分削られた配当になったという結果であります。

それから、窓口等の関係なのですが、先ほども申し上げたとおり、事業実施主体につきましては、標茶町畜産強化協議会、畜産クラスター関連事業というのは、この地域協議会を窓口にして行われる事業というふうに定義づけられております。それで、今回はあの施設整備の事業なのですが、こちらにつきましては、この協議会が窓口となってここまで進んできているわけでありまして、事業を使いたいという要望についても、その協議会、事務局は農協のほうにありますが、農協のほうに相談をしたという経過がございます。たまたまTACSしべちゃとそれから今回、株式会社虹の郷ですけれども、こ

ちらは27年度当初の強い農業づくり交付金を使って施設整備をしようとしていた経過がございます。その経過の中で、26年度の補正予算で畜産クラスター関連事業が組み込まれて、そちらに振りかえた中で申請をするほうが好ましいという判断が道等との協議の中で出てまいりまして、まず26年度補正予算の適用を申請したところなのですが、こちらにも全道的な予算配分の中で措置されず、今回27年度当初の枠の中で、先ほど言ったような配当が行われたという経過になっております。

これ施設整備でありまして、簡易な施設から今回のような牛舎とか、あるいは搾乳舎等、かなり設計に時間がかかるものもありまして、先ほど申し上げたとおり、今回の件についても、26年度段階から構想が練られて、今回、事業化にこぎつけたということでありまして、場合によってはかなり長期的視野の中で取り組まなければ事業にのせることは難しいのかなというのが感覚として感じているところであります。

○委員長（後藤 勲君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） そこで、この畜産競争力強化対策緊急整備事業の交付の目的という1項に、地域全体の収益力の向上をするために、地域関係者で組織する畜産クラスター協議会ということなのですけれども、そういう意味では例えば今、TACSが今回外されたということで、引き続きTACSが次の事業を対象として立候補していく、予算獲得に向けて申請するということはあり得ると思うのですけれども、そういうぐあいになっていくということは、非常にそういう事前に計画的に規模拡大等を意識したところに随時、予算といいますか、張りつけが行ってしまうという心配を私はするのですが、その辺の展望についてはどうでしょう。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

この事業を希望して外れた場合どうするかというのは、それぞれの個々の経営の中の判断で、時間的な部分を優先するか、補助金のメリットを優先するかという判断になってくると思います。

それから、このいわゆる畜産クラスター関連事業につきましては、委員おっしゃるとおり、地域としての収益性を高めるということで、コスト低減とか、あるいは増産による収入の増とか、そういったところを求めるところであります。今回のこの施設整備については、27年度については、先ほど申し上げたように、TACSとそれから虹の郷の2件があったということでありまして、どちらも増頭による収益の拡大ということが目標として設定されておりまして、どちらも当然事業要件にかなうから申請指導をしたところでもあります。例えば施設整備によってコスト低減をするので、経費を安くして収益

を確保するのだというものが競合したときには、それは協議会の中での議論の中で決定されていくべきものだというふうに考えているところでもありますし、また同じく畜産クラスター関連事業の中で、機械をリースする事業があるのですが、そちらについてもコストカットなのか、あるいは収益の拡大なのかという議論を協議会の中で随分した上で決定をしてきた経過がございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） それでは最後に、そういう意味ではこのクラスター事業によって標茶の酪農の方向性というの、ある意味ではさま変わりしてしまうのかなというぐあいだと思います。この事業に対して、中小といいますか、表現の仕方でマイペース型でやっている酪農の方々に、こういう施設的な補助金の交付、そういうものを求めていける場所があるとすれば、それはぜひ行っていただきたいというぐあいには思うものでありますが、いかがでしょう。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） この畜産クラスター関連事業の中で言うと、先ほど申し上げたとおり、地域の協議会の中でもまれて決定されていくものであります。町としても協議会の中に参画しておりますので、このような意見があったことについては、発言をしていきたいというふうに思います。

○委員（渡邊定之君） 終わります。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君）（発言席） ふるさと納税の件はまた後日改めてやりたいと思いますので、別な件でお聞きしたいと思います。

今回、塵芥処理費の中で、工事請負費として焼却施設整備工事請負費が計上されています。これにつきましては、昨日も説明を受けたところでありますが、十分理解いたしました。それで、2点ほどお聞きしたいと思います。

今回は設計、施工の一括発注ということで、この内容を見ますと、非常に技術力または経験を重視したように私は捉えております。それで、入札方式も総合評価落札方式ということで説明を受けました。この総合評価の評価点の考え方なのですが、技術と金額とあると思うのですが、それらの考え方がどのようにしているのかが1点と、もう一つは、すぐこれが今回の直接関係があるかどうかは別にして、お答えいただかなくてもいいのですが、1つは完成したときの管理業務委託です。これについては、地元でもできることではないかなと僕は考えております。それは確かに燃焼炉は特殊なものですけれ

ども、それらは勉強すれば問題ないことでありますので、それらの管理業務委託についても、地元でできる業者、もしくはどうしても難しければSPC特別目的会社をつくってでも地元がやってくれるようであればそれがベストとっておりますので、その2点についてお伺いします。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） まず1点目、総合評価方式の配点等の基準でございますけれども、おおむね一般廃棄物施設では現在、技術点が6割、価格点が4割ということが一般的な配分方法ということになっておりまして、標茶町においてもコンサルトの意見を聞きながら決めていきたいと思うのですけれども、一応、特別標茶町は変えるということではなく一般的なほうでいきたいと。

そして、この配点の内容、6割・4割なのですけれども、価格点の最高点は40点で、これにつきましては、一番安い価格を札入れした、低入札価格を設定するか最低制限価格を設定するかは別と、それ以上の金額で入札した一番低い会社が40点ということになります。そして、技術点ですけれども、最高で60点となりますけれども、60点を全て獲得するという会社というのは困難でありまして、それぞれの項目で配点して平均で今までの事例でいきますと大体70%をとるところが最高点ぐらいとなりますと、60点のうちの70%で六七、四十二、これで42点ということで、技術点が42点、そして価格点が40点ということで1対1という比率になりまして、この6対4というのが一般的な比率と言われておりまして、その比率を使いたいと思います。

配点の内容ですけれども、審査項目につきましては、管理運営、運転管理、維持管理、環境管理、資源促進情報管理、リスク管理、ランニングコスト等の収支計画、財務体制が技術評価点の項目になりまして、それと最後、価格点は入札価格ということになります。

2点目の建設後の維持管理ということですが、まだ具体的な検討には入っておりませんが、施設の補修も含めて運営管理等を全て委託することによって保守点検等、一体的な見きわめも含めまして、民間の創意工夫を最大限発揮させるような方法等も考えられまして、これについてはまだ今後の検討課題となっております。

○委員長（後藤 勲君） 熊谷委員。

○委員（熊谷善行君） 総合評価の方式ですけれども、基本的には60・40の一般的な方法で選択するという理解でよろしいですか。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（後藤 勲君） 熊谷委員。

○委員（熊谷善行君） はい、了解しました。

それで、2点目の維持管理業務ですが、これは現状の焼却施設を考えると、経営環境、随意契約で年間相当な金額を使っておりますけれども、内容的にはちょっと確認はしていませんけれども、業務的には十分地元の関係業者でできるように僕は思っていますので、それらも十分踏まえた上で今後検討していただきたいということを申し上げて、終わりたいと思います。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） 答弁いいですか。

○委員（熊谷善行君） はい。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

菊地委員。

○委員（菊地誠道君）（発言席） 中山間地域等直接支払制度に関係することでお聞きしたいと思います。

今の時期、年度初めの中山間事業では、毎年のことなのですが、土地の確認というのが行われておりますので、これは農地の移動と賃貸、売買も含めて整理することなのですが、これについてお聞きをしたいと思います。

実は、正式に契約でない場合は、作業受委託の関係なのですが、今までは土地の所有者が亡くなっていて、かわる管理者がいればその方とその契約を結べたということなのですが、ことしからこれがだめですよということになったそうなのですが、私も相談を受けたのですが、それで中山間ですから農協の中に2人の専属の職員がいるので、私もいろいろ行ってお聞きをしてきました。その中で、なぜことしからこれがだめになったのかとお聞きしたら、今までも基本的にはだめだったのだけれどもちょっと大目に見ていたのではという話なので、ちょっと私も納得がいかなかったのですが、それでもそれ以上のことはなかったなので、今回の機会でちょっとお聞きしたいと思います。

まず最初に、こういった農地に関してですから、所有者が亡くなって、管理者としておられると。その方と作業受委託を結んで中山間のほうの事業を受けたということ、そういうことだったので、こういう対象になる件数といえますか、どのくらいおられるのか、農業委員会あたりで、農林課長も長く中山間のほうで携わっておられるわけですから、もしわかればお聞きしたいなど。面積、できれば件数でどのくらいあるのかなど。面積までとは言いませんけれども、わかる範囲で結構ですから、お聞かせいただければと思います。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

中山間地域等直接支払制度の対象となり得る農地の中で、所有者死亡で相続が完了していないで、この制度に乗れなかった土地がどれぐらいあるのかというお尋ねかと思うのですが、委員からのわかる範囲でというふうにご質問を受けたわけなのですが、実はこちらに関しては、農林課のほうでも正確な数字は押さえていないところであります。

○委員長（後藤 勲君） 農業委員会事務局長・村山君。

○農業委員会事務局長（村山裕次君） 農業委員会としてお答えします。

今、農林課長も言われたとおり、件数、面積ともに押さえている状況ではございません。

○委員長（後藤 勲君） 菊地委員。

○委員（菊地誠道君） わかりました。

これは、先ほども言いましたけれども、所有者が亡くなって、管理者がいると。固定資産税、これ管理者が払っていますよね。税務課にお聞きしますけれども。

そういうことなので、管理者が税金を納めているから、そのままずっと何年も来ているのだらうと思いますけれども、その辺からもし押さえていればお聞きしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） 固定資産税の関係でございますが、所有者がお亡くなりになられて、相続が未済の物件というのは多数ございます。私どものほうでは、死亡があつて相続が発生した時点で、相続人と思われる方に相続人代表者の指定届というのを一応出していただいて、それは固定資産税だけにかかわる部分で、それで相続が確定したものではないということの届け出で、あくまでも固定資産税、要するに納付書の送り先主を届けてほしいということで、相続が完成するまでの間、その固定資産の所有者にかかわる相続人代表の方を決めていただいて、その方に納税通知書を送付しているという手続でございます。

○委員長（後藤 勲君） 菊地委員。

○委員（菊地誠道君） そうなのだろうと私も予想はしていました。

こういった形が、私は今回は農地に限ってお聞きしているわけですがけれども、このまま、今回はたまたま作業受委託でこういう問題が出てきたので、せっかくの機会ですでお聞きしますけれども、こういったことが例えば所有者が亡くなって子供が今現在お

られると、結構な年代になって。ずっと税金さえ払ってれば、制度上そのまま。私に言わせれば、そのまま放置してあると。そこで、その後の子供が亡くなって地元からいなくなると。そうすると、農地以外でもそういった事例というのはたくさんあると思いますけれども、事農地に関して言えば、そういうのをほっておいていいのかなと。私はちょっと思うのですが、これらに関して、なかなか借りている側がこういうことで対象にならないので補助金をもらうために売ってくださいと言っても、なかなかデリケートな部分があって難しいのですよ。できればこういった農地に限って、所有者の方に賃貸から売買できれば要望としてお願いしますけれども、こういった通常の農地の売買、賃貸は農業委員会、それから農業委員さんが通常行っているわけなのですが、もうちょっと踏み込んでこういったことも農業委員会としてやっぱりちょっと取り上げて考えるべきでないのかなと、後々のことを考えて。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 農業委員会事務局長・村山君。

○農業委員会事務局長（村山裕次君） お答えします。

委員ご承知かと思うのですが、農地の移動については、農地法3条というのと農業基盤強化法の農用地利用計画を含むことで、農業委員会の総会を通して農地の移転が完了することになっております。ですが、相続については、農地法の許可が不要ということになっております。その点で、農業委員会としましても、指導ということもできず、せんだってそういうご相談があったときも、農業委員さんにご協力いただいて、たまたまその管理されている方が釧路市の方だったものですから、わざわざ電話をしていただいて、できれば相続を早急に進めていただきたいというお願いにとどまるということになっておりますので、ご理解をしていただきたいなというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） 菊地委員。

○委員（菊地誠道君） はい、わかりました。

私もそのことに関しては、なかなかどこまでの権利があって踏み込めないのかというのは難しいことかなと思いますけれども、心配しているのは、この中山間制度というのは、耕作放棄地を出さないというのが第1の目的なので、最近の情勢を見ると、農地も離農が進んで土地が余ってきたというのはちょっと私も言いにくいのですが、なかなか条件の悪い農地があっても賃貸でも余ってきているような状況が地元でも出てきていますので、もしこのことが中山間で補助制度が出なくて、逆に言えばその分、賃貸料から減るわけですから、逆に賃貸料が高い格好になるわけですね。そこで、土地が余っている状態がこれ以上進むと、そこは借りませんよという、それでも売らない、結果的に耕作放棄地になると。そういう心配もしているのですが、それについてはどうお考え

ですか。

○委員長（後藤 勲君） 農業委員会事務局長・村山君。

○農業委員会事務局長（村山裕次君） お答えします。

農業委員会としまして、耕作放棄地は避けて通りたいというふうに考えておりますし、今、中山間というふうにおっしゃいましたが、農業委員会でちょっと押さえている限りでは、中山間に入っていない方でも、農地を管理して耕作している方も中にはいらっしゃいます。そういう観点からすると、あくまでも中山間は事業の一つですので、その農地を使う使わないという意味では、特に中山間にこだわらなくてもいいのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○委員長（後藤 勲君） 菊地委員。

○委員（菊地誠道君） いや、そういうことではないの。中山間があるから、農業委員会のあっせんの賃貸価格よりも多少上乘せしてでも借りていますよと。わかりますか。そういう方も結構いるのですよ。この作業受委託というのは言ってみれば、こんなことを言っているのかな、個人で賃貸みたいな、農業委員会は通していますけれども、そういうことなので、中山間にこだわらなくても別にいいのですよ。中山間に入っていないから耕作放棄地をそのままにしておくということにはなりませんから、地域で。その辺はどうなのですか。

○委員長（後藤 勲君） 農業委員会事務局長・村山君。

○農業委員会事務局長（村山裕次君） 先ほども言いましたけれども、中山間にこだわらない、入っていないけれども、農地を耕作している方はたくさんいらっしゃるということをさっき述べたのであって、中山間に入る入らないは前提ではなく、農地を使う前提で借りている方もいらっしゃるということです。

○委員長（後藤 勲君） 菊地委員。

○委員（菊地誠道君） これ以上言っても何かかみ合わないのでやめますけれども、やっぱり私は何ぼ権利がないとか、税金だけ払ってもらえばこのままほっておいていいということにはならないと思うのですよ。やっぱりどこかで、農地に関してしかきょうは言えませんが、宅地にしても、そのうち持ち主がわからなくて、前に言っていた廃屋の関係でもないけれども、いざ何かするといったら連絡はとれない、処置もできない、いろんな問題が建物に限らず出てくると思うのですよ。やっぱりそれはもう私はこれから考えていくべきだなと、そんなふうに思ひますので、ご検討いただければと思ひます。

終わります。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君）（発言席） 入ったばかりでよくわからないので、怒られる部分あると思うのですが、もしまずければとめてください。先にお断り申し上げます。

皆さんご承知のように、この3ページの6番、農林水産業のその歳出の部分で、今、審議しているところなのですが、1つ忘れておられる部分があるのかなということでお聞きしたいと思います。

実は、塘路漁協のことなのですよ。これ塘路漁協は、皆さんご承知のように、内水面法に従って漁業を営んでいる、そういう組合でございまして、事業の内容としてはワカサギの採捕、そして放流、そしてワカサギの加工と、こういう一連の事業を行ってございます。しかし、ここ数年、この採捕、卵をとることができない状態にあると。そういうことで、その原因については本町も理解をされているのでないかと、こう思っております。したがって、私としては、本町の責任において早くこの原因を取り除いていただきたく、そして早く予算化し、実行に移していただきたいと、このように思いますので、よろしくお取り計らい願いたい。

以上でございます。

（「質問は」の声あり）

（「答えが出されない」の声あり）

○委員（櫻井一隆君） 答えはくれるのですか。そうしたら、お願いいたします。

（何事か言う声あり）

○委員長（後藤 勲君） これ今初めてということだったものだから、休憩します。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時37分

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） 討論はないものと認めます。

これより議題3案を採決いたします。

議題3案は、原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号、議案第50号、議案第51号は、原案可決すべきものと決定されました。

◎閉会の宣告

○委員長（後藤 勲君） 以上で、議案第49号・議案第50号・議案第51号審査特別委員会の審査は終了いたしました。

これをもって議案第49号・議案第50号・議案第51号審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 3時38分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 館 田 賢 治

年長委員 黒 沼 俊 幸

委員長 後 藤 勲